

第1回教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会 会議録

- 1 日 時 令和2年7月21日(火) 9:00~10:15
2 会 場 岩手県庁10階 教育委員室
3 出席者 大橋 清司 委員 鎌田 安久 委員 田口 昭隆 委員
新山 正智 委員 林 謙志 委員

事務局

総括課長 藤原 安生 生涯学習担当課長 佐々木 義秋
特命課長 伊藤 勝久 主任社会教育主事 鈴木 玲子
主任社会教育主事 三橋 俊文 主任主査 川村 信
主事 谷藤 直 主事 勝馬田 彩音

4 議 事

- (1) 教育委員会所管社会教育施設への指定管理者制度の導入に当たっての基本方針について
事務局から説明

委員

公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインに記載されている、指定管理者制度の概要について説明願いたい。

事務局

指定管理者制度は、平成15年度の規制緩和により民間事業者が県の施設を管理することが可能になったものである。

- (2) 教育委員会所管社会教育施設への指定管理者制度の募集要項(案)について
事務局から説明

委員

県南青少年の家の管理運営業務仕様書3ページ下の「1件あたり30万円を超える修繕費」とあるが、消費税込みと表記した方がよい。また、文書の中にも修繕費の記載があるのでそこも同様に表記したほうがよい。他の施設も同様である。

事務局

表記する。

委員

青少年の家の運営については、「管理部門」と「教育部門」がある。「教育部門」には指導員がいるが何人いるか。

事務局

4人いる。

委員

この指導員が指定管理業務の職員とは別にいて、教育部門ということで研修に来た方を指導することになる。管理部門は別で、この部分が指定管理となる部分である。管理部門で最低1人は配置するということがよいか。

事務局

よい。

委員

教育部門は県の直接管理でよいか。

事務局

よい。

建物の管理は指定管理としており、教育部門は研修業務ということで県から別途、スポーツ振興事業団へ委託をしている。今は同じ団体が管理しているが、仮に違う団体が指定管理者となれば2つの団体が管理することになる。

委員

前回の公募時は何団体の申請があったか。

事務局

スポーツ振興事業団のみの申請。平成18年度からスポーツ振興事業団となっている。

(3) その他

なし

5 その他

事務局

・ 次回の会議について、前回だと4者以上申請があった場合、書類審査のため集まっていたこととしていた。仮に2者などの場合は、事務局のほうに書類審査を任せいただくこととして、9月下旬に委員の皆さんにお集まりいただき面接審査をしたいと考えている。改めて案内をする。

・ 要項の文字の修正等があった場合は、委員長一任ということで修正させていただきたい。